新しい肝炎総合対策に関する申し入れ

「新しい肝炎総合対策の推進について」(平成19年11月7日与党合意)においては、地方公共団体に新たな財政負担等を生じさせる内容が盛り込まれている。当会としては、その詳細についていまだ承知していないが、今後、政府において具体的な検討が行われるに当たり、地方公共団体に影響を及ぼす施策を立案する場合は、あらかじめ地方公共団体の意見を聴き、これを十分に尊重していただきたい。

特に、地方公共団体に新たな事務や財政負担が生じる施策について、地方公共団体の意見を聴くことなく決定することは、当会としては、到底容認できないことから次のとおり申し入れる。

- 1 「新しい肝炎総合対策」が検討されてきたのは、薬害被害者の 救済を図ることがきっかけであり、これまでの国の政策判断に起 因するものであることから、国の責任において肝炎総合対策の推 進を図ること。
- 2 国と地方公共団体の負担割合を1:1に設定しているようだが、 これまでの経緯を踏まえれば、本来、全額国の負担とすべきもの であること。
- 3 地方公共団体に生じる事務経費については、必要な財政措置を 行うこと。

平成19年11月26日

全 国 知 事 会